

「ひょうご自転車安全利用宣言」 参加企業・各種団体を募集します。

交通事故のない社会を目指して、兵庫県では「ひょうご自転車安全利用宣言」を実施しています。
企業等で自転車の安全利用に取り組むことを宣言し、その取組みを実践する企業等を募集します。

2026
9/21 MON.
受付開始

安全は一人
ひとりの意識から！

みんなが交通
ルールを守ろう！



お申し込みいただいた企業等には、「共同宣言書」をお渡しします。

■ 宣言内容

(1) 自転車安全利用五則を遵守する

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライト点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用

(2) ながら運転をしない

(3) 県民の模範となる自転車利用に努める

■ HP 掲載

賛同いただいた事業所等に
つきましては、
事業所名等を兵庫県の
ホームページに掲載
させていただきます！



まずは事業の
詳細をご覧ください

右記二次元コードを読み込み、
ご確認いただけます。



■ お申込み・お問合せ先

兵庫県 県民生活部 特殊詐欺対策・くらし安全課 交通安全対策班

TEL : 078-362-3879 [直通]

E-mail : kurashianzen@pref.hyogo.lg.jp

裏面にも詳細を掲載しています

「ひょうご自転車安全利用宣言」の概要

1. 対象 下記（１）～（３）いずれかに該当する事業所等が対象です。

（１）企業

通勤や業務等で日常的に自転車を利用する者がいる県内企業（支店・営業所等、事業所単位での参加も可）

（２）大学・専門学校

通学や課外活動等で日常的に自転車を利用する者がいる県内の大学・専門学校（認定学生団体を含む）

（３）各種団体

移動や団体活動等で日常的に自転車を利用する者がいる県内の団体（スポーツクラブ、外国人団体、婦人会、老人クラブ等）

2. 共同宣言

（１）兵庫県ホームページの応募フォームから申し込み

（２）共同宣言

兵庫県交通安全対策委員会会長（知事）と企業等の代表者が連名で「ひょうご自転車安全利用宣言」を行います。

（３）共同宣言所の活用等

- ・目につきやすい場所に宣言書を掲示し、その内容を組織的に実践することで、自転車安全利用の気運を醸成する。
- ・SNS（InstagramやX（旧 Twitter）等）のアカウントを所有する場合、本宣言をした旨を投稿するよう努める。
- ・ホームページや商品パッケージ、広告等に本宣言をした企業・団体等（以下「宣言企業・団体等」という。）である旨の表示並びにロゴマークを使用することができる。
（例：〇〇株式会社は「ひょうご自転車安全利用宣言」をしています）



宣言書のイメージ



ロゴマーク

3. 役割

（１）宣言企業・団体等

- ①従業員等への自転車の安全利用教育・研修の実施
など自転車の安全利用の促進
- ②宣言書の掲示・SNS 等の投稿等による活用
- ③事務局が実施するアンケート等への協力

（２）兵庫県交通安全対策委員会

- ①宣言企業・団体等を兵庫県ホームページに掲載
- ②交通安全に関する情報提供
- ③宣言企業・団体等が実施する自転車交通安全教室への協力
- ④アンケートの分析及び優良事例等の紹介

4. 申請の流れ

